

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

〔平成28年3月25日〕
福島県条例第47号

(手数料の徴収)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく認定及び法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請者から、この条例に定めるところにより手数料を徴収する。

(新築の長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る手数料の額)

第2条 新築に係る法第5条第1項から第3項までの規定による同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下単に「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 申請に併せて知事が指定する機関が作成した法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）	当該一戸建ての住宅一戸につき 8,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等（省令第4条第2号の共同住宅等をいう。以下同じ。）	当該共同住宅等一棟につき 14,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 23,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 31,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 57,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 96,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 156,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 192,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 204,000円

二 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品
確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が提出された場合 次の
表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 17,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 56,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 89,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 165,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 280,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 430,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅 等	当該共同住宅等一棟につき 781,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅 等	当該共同住宅等一棟につき 1,064,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,287,000円

三 前2号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表
の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 45,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 103,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 163,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 320,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 571,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 980,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅	当該共同住宅等一棟につき

等	1,812,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 2,587,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 3,169,000円

(新築の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に係る手数料の額)

第3条 新築に係る法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について申請に併せて知事が指定する機関が作成した法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 4,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 7,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 12,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 16,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 29,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 48,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 78,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 96,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 102,000円

- 二 長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について申請に併せて品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が提出された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき

	9,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 28,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 45,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 83,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 141,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 215,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 391,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 533,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 644,000円

三 前2号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 23,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 52,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 82,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 160,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 286,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 490,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 906,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,294,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,585,000円

(増築又は改築の長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る手数料の額)

第4条 増築又は改築に係る法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 申請に併せて知事が指定する機関が作成した法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 11,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 19,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 33,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 46,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 83,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 142,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 232,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 285,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 304,000円

二 前号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 66,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 152,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 242,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 476,000円

一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 851,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,461,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 2,702,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 3,859,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 4,727,000円

(増築又は改築の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に係る手数料の額)

第5条 増築又は改築に係る法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について申請に併せて知事が指定する機関が作成した法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 6,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 10,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 17,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 23,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 42,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 71,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 116,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 143,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 152,000円

二 前号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 33,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 76,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 121,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 238,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 426,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 731,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,351,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,930,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 2,364,000円

(譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に係る手数料の額)

第6条 法第9条第1項の規定により譲受人を決定した場合における法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額は、申請一件につき2,000円とする。

(手数料の額の加算)

第7条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査の申出をする場合における手数料の額は、第2条から前条までに定める額に、福島県建築基準法施行条例(昭和26年福島県条例第60号)第47条の2第1項に定める額を加算した額とする。

(手数料の納付方法)

第8条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(手数料の不返還)

第9条 既に納付された手数料は、返還しない。

(過料)

第10条 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の廃止)

2 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成21年福島県条例第49号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条の規定により徴収した手数料は、この条例第2条から第7条までの規定により徴収した手数料とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。